

令和3年10月18日

第16回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第16回総会議事録

1. 日 時 令和3年10月18日(月)午後1時30分
2. 会 場 市役所 903会議室
3. 出席委員 20名
4. 出席の委員
3番 柴山 栄重 4番 吾妻 良博 6番 中村 謙一
7番 野崎 俊幸 8番 浪岡 真澄 9番 油井 妙子
10番 渡邊 俊春 11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵 14番 渡邊 正芳 15番 尾形 寅昭
16番 古関 恵子 17番 関 健一 18番 安田 善喜
19番 渡邊 友一 20番 黒澤喜久夫 21番 齋藤 貴裕
22番 阿部 哲也 23番 宍戸 薫
5. 欠席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 5番 加藤 良子
24番 芳賀 正寿
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 佐藤 邦彦 主 査 吾妻 香菜
主 事 中野 華子
農地係長 猪本 由美子 副主査 菅野 貴裕

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第5号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長 会長 事務局長

ご案内の時間となりましたので、 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。
(会長から開催に先立ちあいさつ)

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長

それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長

1番 小山正雄委員、2番 佐藤秀雄委員、5番 加藤良子委員、24番 芳賀正寿委員より欠席の旨届出がありました。

議長

事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、20名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第16回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

4番：吾妻良博委員、19番：渡邊友一委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の中野主事を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長

ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長

【議案第1号から報告までを上程する。(156件)】

合計156件、令和3年10月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長

議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長

2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転8件、使用貸借権設定4件の計12件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番

議長3番(発言を求める。)

議長

3番(発言を許可する。)

3番

整理番号1番の案件ですが、譲受人が譲渡人より以前から借りていた畑を贈与によって所有権移転を受けるもので、譲受人の経営規模の拡大が図れると区域協議会では判断しました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長

区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろ

しくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号2番の案件ですが、この申請は以前、売却という形で許可を受けていましたが、書類に不備があり、もともと無償で贈与する意向があったため、先月、許可の取下げをし、今回改めて申請がありました。区域協議会では、特に問題なしということで承認を受けております。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号3番から5番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号3番について、申請地は現在何も作ってはいないですが、譲受人の耕作している畑と続いている土地で耕作に利便となります。整理番号4番について、申請人は兄弟です。譲受人の兄はりんごを長年作っているということで、譲渡人の弟さんから兄へ権利を譲るようになります。整理番号5番については、譲受人が2年前から後継者になられて稼働力も問題ないです。3件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく申し上げます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号6番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。17番、一時退席願います。

〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号6番について、譲受人はまじめな方で現在所有している農地についても適正に管理されており、これからも適正に管理されるものと思われまます。区域協議会では問題なしと判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号7番と8番の案件でございますが、内容につきましては記載の通りでございます。両案件ともに経営移譲年金受給のための家族間での貸し借りのため、区域協議会では問題なしと判断しました。審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号9番から4ページ12番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号9番については、申請者は親子関係にあたり、経営移譲年金再設定のための申請になります。譲受人は経営移譲年金再設定後、ゆくゆくは吾妻高原牧場の風力発電のため、資材置き場で一時転用を予定しているということでございますが、現在は野菜作りを進めておりきちんと管理されています。整理番号10番及び11番については関連しており、申請者はどちらも70代の方で、3年以上前からお互いの土地を荒らすことなくきちんと耕作してきました。今回は自作地相互の交換ということで、お互いに作業の利便性から贈与ではなく有償での交換で合意しました。整理番号12番ですが、譲受人の新規営農開始のための申請で使用貸借権設定をするものです。申請地はもともと梨畑でしたが、12月から桃を新植する予定で、現在はその準備のために近くの実樹園で見習い勤務をしています。申請地は荒らすこともなく12月の苗木定植に向けて準備しております。4件ともに区域協議会では問題なしと判断しております。審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から12番までの12件、原案のとおり許可と決定いたします。
17番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。
（入室、着席する。）

議長 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用1件の許可申請で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号1番についてですが、申請者は来年4月にブドウの作付を予定しており、そのために申請地を土地改良のための造成敷地として一時転用をします。現在、申請地は水捌けが非常に悪いため、法面、その他、西側に市道が通っているのですが、それと同じ高さにして水捌けをよくして土壌を整地する計画をしています。ブドウ作付に向けての準備ということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転6件、賃借権設定1件、使用賃借権設定4件の計11件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番ですが、申請地は四方を道路に囲まれており、農地としては大変不向きな土地になります。譲受人は認可地縁団体であり、露天駐車場敷地として所有権移転しても問題はないものと区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 整理番号2番に関しましては、申請者は親子関係にあります。今回、譲受人の息子さんが親の家から60メートル離れた畑に農家住宅を建てるという申請になります。また、申請地の北側には既存の住宅地もあり、周りへの影響はないと思われます。整理番号3番についてですが、譲受人は譲渡人の孫にあたり、譲渡人の家の斜め前に分家住宅を建てる申請になります。また、みなし後退敷地に関しましては、福島ジャンクション側の道路の反対側の市道になり、周りに影響はありません。整理番号2番及び3番について、区域協議会では問題なしと判断しましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号4番から7ページ6番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号4番ですが、ソーラー事業に伴う道路拡幅申請です。一時転用ということで、終われば現状回復をします。整理番号5番ですが、申請地は住宅地に挟まれた土地となり、周りの営農に影響しません。整理番号6番については、申請地の周りは住宅地で、農業を営むには少々大変な土地となります。区域協議会では3件とも問題なしで許可相当と判断いたしました。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号7番から10番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号7番の件ですが、申請者は親子関係です。現在も同居しており、母屋の建て替えということで問題ないと思われます。整理番号8番の件ですが、申請地周辺が住宅地となっており土地開発されている場所で、周辺の営農に対しては影響ありません。整理番号9番ですが、譲受人の所管している施設の駐車場が足りないということで、やむを得ないものと思われれます。整理番号10番ですが、譲受人は飯野町の工業団地内にあり、資材置場が足りないということで、工業団地の脇の土地のため、周辺の営農に影響はないと思われます。区域協議会では4件とも問題なしと判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長	意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号11番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	整理番号11番の案件ですが、内容につきましては記載の通りでございます。分家住宅を建てるための申請であり、周辺農地への影響が少なく、区域協議会で問題なしと判断しました。審議のほどよろしくお願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から11番までの11件、原案のとおり許可と決定いたします。
農地係長	次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。 9ページをご覧ください。 議案第4号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。一般分のうち利用権設定が35件、123,361.19㎡、所有権移転が1件、22,372㎡、福島県農業振興公社への貸付分が18件、53,643㎡、一般分については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、福島県農業振興公社分については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、経営面積・従事日数などを満たしているものと考えます。また、福島県農業振興公社への貸付分の設定を受ける者が新規就農者の場合、詳細については別添「調査書」をご参考ください。 一般分ですが、議案書10ページ、区域番号1番、整理番号1番から4番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	3番（発言を許可する。）
3番	整理番号1番の設定を受ける者は花卉農家であり、一生懸命農業に取り組んでいます。整理番号2番及び3番に関しては、ともに再設定であり問題ないと思われれます。整理番号4番の設定を受ける者は、大規模に水田を耕作されている方になります。以上、4件とも区域協議会では問題はないものと判断しましたので、皆様ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号5番及び6番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 整理番号5番に関しましては再設定であり、設定を受ける者はリンゴ栽培をきちんと行っていることを確認しております。整理番号6番に関しては、設定を受ける者は三反ほど果樹を栽培しており、設定する者は今後、米を中心に栽培するということで、畑については耕作をお願いする形になります。区域協議会では問題なしと判断しましたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号7番及び12ページ8番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号7番の内容は記載の通りで、申請地は設定する者が経営している会社へ貸し付けるようになります。整理番号8番については、設定を受ける者はきちんと耕作されている方のため、区域協議会では問題なしと判断しました。審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号9番から14ページ22番までの14件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号9番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。18番、一時退席願います。
〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号9番から22番まで説明いたします。まず、整理番号9番ですが、これまでも設定を受ける者が借りて耕作していた案件ではございますが、設定を受ける者の了解を得られず手続きをとっていませんでしたが、今回了解を得て正式に手続きを取った案件でございます。整理番号10番から13番については、再設定でありきちんと耕作されていること確認しております。整理番号14番から17番については、設定を受ける者がこれまでも借りて耕作していた案件ではございますが、今回、飼料用米の補助金を受けるため、正式に手続きをとりました。整理番号18番についても、これまで設定を受ける者が借りていた案件ですが、

今回正式に手続きを取ったものでございます。整理番号19番から22番については、再設定でありきちんと耕作されていること確認しております。以上、区域協議会では問題なしと判断しました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号23番から16ページ26番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号23番から26番までの案件でございますが、内容につきましては記載の通りでございます。4件ともすべて再設定ということであり、区域協議会では問題なしと判断しました。審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号27番から35番までの9件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号27番ですが、申請地はこれまで設定を受ける者が20年間耕作を続けており、今回、飼料用米の補助金申請ということできちんと手続きをしました。整理番号28番、29番は、再設定のため問題ありません。整理番号30番について、設定を受ける者は桃を栽培していたのですが、だんだんと規模を縮小し、耕作を田んぼのみにして飼料用米の栽培を増やすということで、この申請は飼料用米の補助金申請のためのものになります。整理番号31番の設定を受ける者は大規模に耕作されており、農地をきちんと手入れされている方のため問題ありません。整理番号32番から35番に関しましても、区域担当委員の意見を踏まえると、全て適正に耕作されているため問題なしと判断しました。審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 17ページ、所有権移転分ですが、区域番号5番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号1番ですが、これまでも移転を受けようとする者が借りて耕作しておりました。今

回、移転しようとする者から所有権移転の要望があり手続きを取りました。区域協議会では、問題なしと判断したところです。よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 18ページ、福島県農業振興公社への貸付分ですが、区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番の設定を受ける者は、専業農家です。整理番号2番の設定を受ける者は、新規就農者で実力を発揮しております。整理番号3番の設定を受ける者においては、専業農家で大規模に農業を営んでおります。3件とも区域協議会では問題なしと判断しましたので、皆様ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号4番から21ページ10番までの7件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 整理番号4番、5番、6番、10番に関しましては、JAからの移行であり、設定を受けるそれぞれの者はきちんと耕作されていることを確認しております。整理番号8番ですが、申請者は親戚関係にあたります。もともとは、設定をする者のお父さんが耕作しておりましたが、亡くなったため設定を受ける者にお願ひする案件です。整理番号7番に戻りますが、設定する者の畑は、もともと整理番号8番のお父さんが耕作していましたが、亡くなられたために設定を受ける者にお願ひする案件でございます。整理番号9番ですが、設定する者が耕作するのが手いっばいで難しいため、若手農業者である設定を受ける者にお願ひした案件になります。以上7件について、区域協議会で問題なしと判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号11番から13番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号11番ですが、JAからの移行であり、設定を受ける者は大規模に水稻栽培をされ

ている方になります。整理番号12番と13番ですが、前回の区域協議会で問題なしとした案件でございます。3件とも区域協議会では問題なしと判断しています。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号14番及び15番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号14番、15番ともにJAからの移行でございます。きちんと耕作されていることを確認しており、区域協議会では問題なしと判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号16番から18番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号16番から18番について、新規就農が2件、JAから移行が1件となります。整理番号16番ですが、設定を受ける者は新規就農を目指しており、地域にとっても非常に嬉しい案件でございます。中間管理事業で新規就農する理由としては、新型コロナウイルス感染症による仕事の減少をきっかけに以前から考えていた自分で事業をやりたいという想いが強くなり、興味のある農業について調べ、知人農家の方に話を伺う中で農業を営むことの厳しさ、大変さの中で農業の魅力を感じ、熱意を述べられるものと確信し就農を決意したとのことで、非常に頼もしい案件でございます。現在、きゅうり農家で一年間の研修中でして、来年度に向けてのきゅうり栽培の技術習得を目指しております。ゆくゆくは住まいの問題や機械の問題等ございますが、設定する者の方でもいろいろ準備をしているので、これから地域で優しく見守りながら育てていきたいと思っております。整理番号17番の設定する者はもともと土建屋として事業を展開している方ですが、新たに会社を設立して自分の所有している農地を会社で耕作したいということでございます。これまで通りきちんと管理されていくもので、周りに迷惑をかけるようなものではないため、問題なしと判断しております。整理番号18番についてですが、こちらの申請はJAから移行ということで、現在もきちんと耕作されているため問題ないと判断しております。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

議長 18番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

(入室、着席する。)

議長 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

次長 23ページをご覧ください。議案第5号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことにより、区域協議会、総会の意見が10月22日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。

24ページ 認定農業者再認定分につきまして、区域番号1番、整理番号1番から25ページ7番までの7件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番(発言を求める。)

議長 3番(発言を許可する。)

3番 整理番号1番から7番までの8名の方々ですが、人格、経営内容ともに優れた人々であり、5年後の経営改善計画は実行できるものと区域協議会で判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号2番、整理番号8番から26ページ12番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番(発言を求める。)

議長 6番(発言を許可する。)

6番 整理番号8番から12番について説明いたします。いずれの申請に関してもきちんと耕作していることを確認しており、区域協議会では5年後の目標も達成できると判断いたしました。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号3番、整理番号13番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番(発言を求める。)

議長 10番 (発言を許可する。)

10番 整理番号13番の案件ですが、現在水稻と果樹において10ヘクタールを超える面積を栽培している家族経営でございます。将来的に5年後の計画も達成できると見越しておりますので、区域協議会では問題なしと判断しました。よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号14番及び15番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番 (発言を求める。)

議長 13番 (発言を許可する。)

13番 整理番号14番と15番ですが、5年後の目標を十分に達成できると区域協議会では判断いたしました。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号6番、整理番号16番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番 (発言を求める。)

議長 21番 (発言を許可する。)

21番 整理番号16番の案件でございますが、内容につきましては記載の通りでございます。申請者は地域の中堅的な農家であり、5年後の目標も達成されるものと思われるため、区域協議会では問題なしと判断しました。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局よりお願ひします。

農地係長 報告は、議案書28ページ報告第1号から42ページ報告第7号になります。議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

議長 続きまして、10月9日に開催されました、第2回農業ふれあい体験について、実行委員長より報告していただきます。

21番 10月9日土曜日に今年度2回目のふれあい体験が行われました。天気心配されましたが、稲刈りの最中は雨も降ることなく無事終わることができました。参加者は比較的小さいお子さんが多かったのですが、けがもせず、飽きることもなく、皆さん一生懸命カマを使って稲

刈りを行い、杭掛けまでを行いました。稲刈り終了後、お米クイズなどを行い、とても実りある体験ができたと思います。次回12月に餅つきを行いますので、皆さんの協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長

ありがとうございました。これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願ひいたします。

会長職務代理

(会長職務代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。

これで、第16回総会を終了いたします。

(午後2時40分)

令和3年10月18日

これは、福島市農業委員会第16回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 4番 _____

議事録署名人19番 _____